

秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

秋田県知事 鈴木 健太

1 入札に付する事項

- (1) 修繕名 秋ノ宮山荘冷温水発生機改修
- (2) 場 所 秋ノ宮山荘（秋田県湯沢市秋ノ宮字殿上 1 番地 1）
- (3) 期 間 契約日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで
- (4) 概 要 秋ノ宮山荘冷温水発生機改修 1 式

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 本業務を遂行するための技術者を雇用しており、作業員として配置できること。
- (6) 秋田県建設業者等級格付名簿（格付工種が給排水暖冷房衛生設備工事、等級問わず）に登載されていること。
- (7) 秋田県内に営業所を有する建設業許可業者のうち、許可業種が管工事業であること。

3 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、別に配付する入札参加資格確認申請書を次により提出しなければならない。
 - ①提出書類等
 - ア) 入札参加資格確認申請書
 - イ) 履歴事項全部証明書
 - ウ) 本業務に従事する予定の技術者と雇用関係を確認できる書類（有効期限内の健康保険証ほか）等の写し
 - エ) 県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面（当該公告日以降に発行したもの）
 - ②提出期間

令和7年7月17日9時から令和7年8月1日16時まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

③提出方法

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課 観光地域マネジメント推進チームへ郵送又は持参による。

④提出部数

1部

⑤入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に公告日から掲載し配付する。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、落札候補者以外の確認は行わない。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前には入札辞退届を、開札後にはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 仕様書等の交付

本修繕に係る仕様書、契約書案、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）については、令和7年7月17日9時から令和7年8月1日16時までの期間、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、令和7年7月25日16時までに秋田県知事に書面により行うこと。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和7年7月30日16時までに秋田県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

落札者は、落札の決定の通知を受けた日から5日以内（休日を含む。5日目が休日又は祝日となっている場合は、その翌日まで）に、請負代金額の10分の1以上の金額を、次のいずれかの方法により納付しなければならない。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供
- (3) 金融機関等又は保証事業会社の保証

8 契約保証金の免除

次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。なお、2項により免除を申請する場合は、免除申請書とその実績書類（契約書の写し等）を発注者へ提出すること。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札書等の提出及び落札決定

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に秋田県庁第二庁舎5階観光文化スポーツ部会議室に入札書を持参して、入札担当者に提出するとともに、開札に立会わなければならない。

(2) 代理人による入札書の提出及び立ち合い

入札書の提出者名と立会い者が異なる場合は、別紙の委任状を入札参加申請期間中又は開札日当日に提出すること。

(3) 開札予定日時及び場所

令和7年8月4日 10時から（開場及び入室は9時55分から）

秋田県庁第二庁舎5階 観光文化スポーツ部会議室内

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者及び免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の税抜金額を入札書に記載すること。

(5) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出と合わせて提出すること。なお、提出方法については、入札書の提出方法に準ずる。

(6) 落札者の決定通知予定日

令和7年8月5日（落札者のみに通知）

(7) その他

- ①入札執行回数は、2回までとする。
- ②開札の結果、入札参加者が1者であった場合でも入札を執行する。

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合に、該当する者が2者以上であるときは、くじ引きにより順位を決定する。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある不相当であると認められる場合は、落札者として決定しない。
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は（1）後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当

該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して4日(休日を含まない)以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

1.1 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 紙入札方式による入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかったもののした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

1.2 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、原則として実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用するようなことはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 業務期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、規則の定めるところによる。

1.3 問い合わせ先

課 所 名 秋田県観光文化スポーツ部 観光戦略課 観光地域マネジメント推進チーム
住 所 秋田市山王三丁目1番1号
電話番号 018-860-1463